

島根県観光おもてなし環境整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県の交付する島根県観光おもてなし環境整備補助金（以下「補助金」という。）については、補助金等交付規則（昭和32年規則第32号、以下「規則」という。）その他法令に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 島根県内における多数の観光客が利用する観光地周辺において、ミスト設備を設置する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することで、暑熱環境の緩和を行い、観光地の魅力向上を図り観光誘客に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) ミスト設備 水を微細（約10～40マイクロメートル）な霧状にして噴射し気化熱によって周囲の冷却を行う設備のことをいう。

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業、補助対象事業者、補助対象経費並びに補助率及び補助限度額は、別表第1に掲げるとおりとする。

- 2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、規則第4条の規定による補助金交付申請書（様式第1号）を知事へ提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、内容を審査して適当であると認めた事業について、補助金の交付を決定し、交付決定通知書（様式第2号）により通知を行うものとする。

(交付の決定の取消)

第7条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定により交付決定した補助金の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第1号の場合は、既に経過した期間に係る部分については、取り消すことができない。

- (1) 補助金の交付決定後の事情により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなり、又はその遂行ができなくなったとき。
- (2) 補助事業者が、補助金を他の用途へ使用したとき。
- (3) 補助事業者が、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 補助事業者が、補助事業に関し、法令、規則又はこれに基づく処分若しくは命令に

違反したとき。

- (5) 虚偽の方法又は不正によって補助金の交付を受けたことが明らかであるとき。
- 2 前項第2号から第5号までの規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の支払)

第8条 知事は、第2条に規定する補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の額の50%に相当する額の範囲内で、概算払により交付することができる。

- 2 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、精算払（概算払）請求書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(決定内容の変更等)

第9条 補助事業者は補助金の交付決定後に規則第9条第1項に規定する変更を行おうとする場合には、変更交付申請書（様式第4号）を提出しなければならない。ただし、補助の目的を達成するために支障のない程度の軽微な変更を除く。

- 2 知事は、前項の規定により変更交付申請書（様式第4号）の提出があったときは、審査を行い変更決定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の遂行状況報告)

第10条 知事は、補助事業者に対し、必要に応じて補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

- 2 補助事業者は、知事からの求めがあった際には事業状況報告書（様式第6号）により知事が別に定める日までに事業状況を報告しなければならない。また、補助事業に関する調査等に協力をしなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、事業完了後すみやかに、実績報告書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第12条 知事は、前条の実績報告書の提出があった場合には必要な検査を行い、適正と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定)

第13条 知事は、第4条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされた場合において、補助金の額の確定前に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときには、補助金の額を確定する際に当該仕入控除税額を減免して補助金の額を確定するものとする。

- 2 補助事業者は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額または一部の返還を命ずるものとする。

（取得財産等の管理）

第14条 補助事業者は、補助事業が完了した後も当該補助事業により取得した機械等の財産又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を善良なる管理者の注意義務をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。この場合において、補助事業者は天災地変その他補助事業者の責に帰することができない理由により、補助対象設備が毀損され又は、滅失したときはその旨を事故等届出書（様式第10号）により、知事に届け出なければならない。

（財産の処分の制限）

第15条 補助事業者は、補助対象設備を処分しようとするときは、事前に財産処分承認申請書（様式第11号）を知事に提出し承認を受けなければならない。

2 規則第13条第1項第4号の規定により知事が指定する財産は、取得価格又は増加価格が50万円以上の機械及び重要な器具とする。

3 補助事業者は、財産（規則第13条第1項に規定するものに限る。）を処分したことにより収入があったときは、知事が別に定めるところにより当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならない。

（補助金の返還）

第16条 知事が、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、知事の定める期限内に補助事業者は返還するものとする。

2 補助事業者は、交付される補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、知事の定める期限内に返還するものとする。

（書類の保管）

第17条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を記載した帳簿を作成するとともに、その証拠となる書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかななければならない。

（県内中小企業者への発注）

第18条 補助事業者は、補助事業の執行において、県内中小企業者への発注に努めるものとする。

(知事が別に定める事項)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和 7 年 6 月 2 0 日から施行する。

別表第1（第4条関係）

補助対象事業	暑熱環境の緩和のためのミスト設備の設置。ただし、次の要件をすべて満たすものとする。 (1) 人が自由に出入りできる場所において、人が通行し、休憩し、またはとどまる際の暑熱を緩和することを主な目的とするものであること (2) 多くの観光客の利用が見込める設置場所であること 定義：観光入込客延べ数が、年間25万人以上、かつ7月から9月の3か月間で7万人以上となる観光地が設置場所より <u>1 km 圏内</u> にあること。ただし、世界遺産、国宝等に認定されるなど、特に県が認めた観光地においては <u>2 km 圏内</u> とする (3) 補助金の交付を受けようとする年度内に新たに設置するものであること
補助対象事業者	県内の市町村
補助対象経費	ミスト設備の設置等に要する経費（工事費、設計費、施工管理費、設備費、備品費等） ただし、経年劣化等による修繕や設備更新に係る費用は除く。 ※詳細については別表第2のとおり
補助率	補助対象経費の2分の1以内（千円未満切り捨て）
補助限度額	2,000千円
その他	補助対象経費が300千円（補助金交付申請額150千円）を超える事業計画であること。 また、消費税及び地方消費税等については補助対象経費から除外すること。

別表第2

経費名	内容
工事費	ミスト設備の設置に要する工事費用（電気、水道工事等） ※見積書を添付し、設置場所及び工事内容を明らかにすること。 ※経年劣化等による修繕や設備更新に係る費用は除く。
設計費	上記工事に係る設計費
施工管理費	上記工事を行う際の施工管理費
設備費	機械、装置、器具、備品、消耗品等購入費
その他経費	その他知事が特に必要と認める経費

※交付決定日より前に発注、購入、契約等を実施したものは補助対象外とする。

※使用目的が補助事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費であること。

※支出証拠書類により金額・支払等が確認できる経費であること。